

6. 医療におけるICTの利活用

(1) 情報通信機器を用いた診療の活用の推進

オンライン診療料の要件の見直し



実施方法

- 事前の対面診療の期間を **6月から3月** に見直す。
- 緊急時の対応について、患者が速やかに受診可能な医療機関で対面診療を行えるよう、あらかじめ患者に **受診可能な医療機関を説明** した上で、診療計画に記載しておくこととする。

対象疾患

- オンライン診療料の対象疾患に、定期的に通院が必要な **慢性頭痛** の患者及び一部の在宅自己注射を行っている患者を追加する。

オンライン診療のより柔軟な活用

医療資源の少ない地等

- やむを得ない事情がある場合、他の保険医療機関の医師が、医師の判断で **初診からオンライン診療を行う** ことを可能とする。
- 医師の所在に係る要件を緩和する。

在宅診療

- 複数の医師が **チームで診療** を行う場合について、事前の対面診療に係る要件を見直す。

遠隔モニタリング加算の要件見直し

在宅酸素療法指導管理料

- モニタリングを行う項目の一部を見直す。
血圧、脈拍、酸素飽和度、機器の使用時間及び酸素流量等

酸素持続陽圧呼吸療法指導管理料

- モニタリングを行った上で、療養上必要な指導を行った場合または患者の状態等を踏まえた医学的判断について診療録に記載した場合に算定できることとする。

かかりつけ医と連携した遠隔医療の評価

遠隔連携診療料: 500点(3月に1回)の創設

- 希少性の高い疾患等、専門性の観点から近隣の医療機関では診断が困難な疾患に対して、**かかりつけ医のもとで**、事前の情報共有の上、**遠隔地の医師が情報通信機器を用いた診療** を行う場合について新たな評価を行う。

患者: てんかん、指定難病の疑い

遠隔地の医師:

てんかん診療拠点病院、難病医療拠点病院

診療報酬は対面医療機関が請求

診療報酬の分配は相互の合議に委ねる

